相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市兵庫区吉田町二丁目二四番地、最後の住所兵庫県神戸市兵庫区御崎町一丁目五番一七号　被相続人　亡　森　ヨシ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十八日

相続財産管理人　司法書士　中川　良子

神戸市中央区栄町通五丁目二番二号ＳＯＰビル八〇七号室

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府宮津市字波路二一八〇番地、最後の住所和歌山県西牟婁郡上富田町生馬三一六番地の五六　愛の園

被相続人　亡　國友　信枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十八日

事務所和歌山県田辺市朝日ヶ丘一三番三一号

相続財産管理人　司法書士　**廣**畑恵理子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市北区大元駅前九番、最後の住所岡山市北区大元駅前九番一五―六〇七号

被相続人　亡　今井健太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十八日

事務所岡山市北区南方一丁目七番二一号　ＳＵＭＩＫＡビル二階

相続財産管理人　弁護士　火矢　悦治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県廿日市市廿日市二丁目九七四番地、最後の住所広島県廿日市市平良山手二番六号　被相続人　亡　大本アヤ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十八日

事務所　広島市中区白島北町三番一四号　兒玉会計ビル五階

相続財産管理人　弁護士　鈴木　智之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市下京区烏丸通五条下る大阪町三六九番地、最後の住所京都府京都市北区上賀茂桜井町五一番地

被相続人　亡　谷山　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十八日

香川県小豆郡土庄町淵崎甲八七七番地一

相続財産管理人　西**崎**　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳、生年月日不詳

被相続人　亡　氏名不詳（年齢推定五〇歳以上の男性）

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十八日

愛媛県宇和島市寿町二丁目五番一号ＫＯＴＯＢＵＫＩビル五〇五号

相続財産管理人　髙田　博明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市大野甲四九九番地子、最後の住所福岡市中央区平尾三丁目二五番一号

被相続人　亡　小林　禹子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十八日

福岡市博多区住吉一丁目二番二五号　キャナルシティ・ビジネスセンタービル四階

弁護士法人北浜法律事務所　福岡事務所

相続財産管理人　弁護士　平田　えり

平成二十七年十二月二十八日

事務所　広島市中区白島北町三番一四号　兒玉会計ビル五階

相続財産管理人　弁護士　鈴木　智之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市下京区烏丸通五条下る大阪町三六九番地、最後の住所京都府京都市北区上賀茂桜井町五一番地

被相続人　亡　谷山　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十八日

香川県小豆郡土庄町淵崎甲八七七番地一

相続財産管理人　西**崎**　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳、生年月日不詳

被相続人　亡　氏名不詳（年齢推定五〇歳以上の男性）

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十八日

愛媛県宇和島市寿町二丁目五番一号ＫＯＴＯＢＵＫＩビル五〇五号

相続財産管理人　髙田　博明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市大野甲四九九番地子、最後の住所福岡市中央区平尾三丁目二五番一号

被相続人　亡　小林　禹子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十八日

福岡市博多区住吉一丁目二番二五号　キャナルシティ・ビジネスセンタービル四階

弁護士法人北浜法律事務所　福岡事務所

相続財産管理人　弁護士　平田　えり

平成二十七年十二月二十八日

事務所　広島市中区白島北町三番一四号　兒玉会計ビル五階

相続財産管理人　弁護士　鈴木　智之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市中央区大名一丁目二四七番地、最後の住所福岡市東区高美台二丁目二一番七号

被相続人　亡　村上　雄策

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十八日

福岡市中央区舞鶴二丁目二番一一号　富士ビル赤坂六階

相続財産管理人　弁護士　興梠　慎治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都三鷹市牟礼七丁目九四三番地、最後の住所北九州市小倉南区葛原二丁目二五番一八号　被相続人　亡　馬場小夜子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十八日

事務所北九州市小倉北区金田二丁目二番五号　以和貴金田Ⅱ七〇二号　田村法律事務所　相続財産管理人　弁護士　荒木　勉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市**曙**町一八六番地、最後の住所長崎県長崎市三原三丁目六四三番地光仁会病院内　被相続人　亡　佐藤さ**ゑ**子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十八日

長崎県長崎市小江原二丁目二番一三号

相続財産管理人　司法書士　宮川　晃

債権申出の公告

当社は、平成二十七年一月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月二十八日

愛知県一宮市三ツ井四丁目一三番八号

株式会社大志樹脂

代表清算人　粟津由美子

債権申出の公告（第一回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十七年十二月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月二十八日

東京都港区南青山二丁目一三番一〇号

株式会社カッシーナ・イクスシー

確定給付企業年金清算人　野中　明子

債権申出の公告（第三回）

当基金は、平成二十七年十一月二十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十二月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月二十八日

島根県松江市馬潟町六七番地五

山陰自動車業厚生年金基金

代表清算人　櫻井　誠己

第29期決算公告

平成27年12月28日

宮城県仙台市青葉区本町1丁目14番20号

東北ハイメン株式会社

代表取締役社長　朝倉　育夫

貸借対照表の要旨（平成27年9月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	508,752
	固定資産	132,254
	合計	641,006
負債及び純資産の部	流動負債	42,748
	固定負債	15,229
	株主資本	583,028
	資本金	45,000
	利益剰余金	599,528
	利益準備金	11,250
	その他利益剰余金	588,278
	（うち当期純利益）	(44,695)
	自己株式	△ 61,500
	合計	641,006